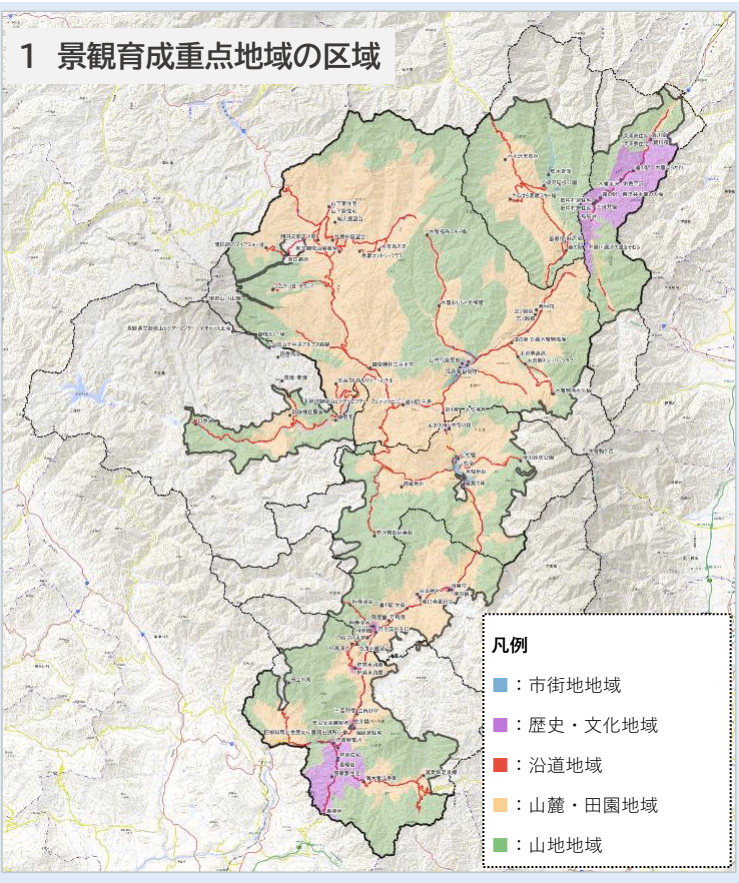


【景観育成重点地域の名称】

木曽地域の景観特性を踏まえるとともに、市町村等の意見を反映し、本地域の景観育成重点地域の名称を次のとおり定める。

木曽谷・御嶽景観育成重点地域

第2. 景観育成重点地域の区域	
2 地域区分	
地域区分の設定については、従来の景観育成重点地域における地域区分の考え方を踏襲するとともに、木曽地域の自然条件、地域の成り立ち、土地利用の状況及び景観特性等を踏まえ、次の5つの地域に区分する。	
地域区分	対象
市街地地域	● 都市計画法に基づく用途地域が指定された地域
歴史・文化地域	● 伝統的建造物群保存地区及び中山道からの可視領域（ただし、妻籠地区は伝統的建造物群保存地区とする） ● 木曽街道(中山道)沿いの宿場町の範囲(上記の伝建地区を除く費川宿、敷原宿、宮ノ越宿、福島宿、上松宿、須原宿、野尻宿、三留野宿) ● 次の文化財等で、その周辺400m以内における可視領域 ・国指定重要文化財・史跡・名勝 ・日本遺産構成文化財の景観育成上重要な県宝、史跡等
沿道地域	● 国道、県道、目的地へのアクセス道路の沿道30mの区域
山麓・田園地域	● 国土利用計画法に基づき農業地域として定められた地域
山地地域	● 上記4地域以外の地域



第1. 良好な景観の育成に関する方針	
木曽地域の雄大な自然と歴史・文化が調和した景観を将来へ継承するため、地域特性に応じて区分した各地域の景観育成の方針を次のとおり定める。	
地域区分	景観育成の方針
1. 市街地地域	● まち並みとしてのまとまりを確保しつつ良好な市街地景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、地域の持つ歴史性・文化性に配慮した形態・意匠とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。
2. 歴史・文化地域	● 伝統的建造物や重要文化財等有する歴史や文化的な価値を維持・保全するとともに、これら周辺における建築物等の建設や開発などの行為に際しては、中山道からの眺望を中心に周辺の自然景観も背景として捉え、歴史や文化的な価値を損ねないようにするものとします。
3. 沿道地域	● 木曽川や中央アルプス・御嶽山をはじめとする山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られた沿道景観が育成されるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺は花木等による緑化を進めるものとします。
4. 山麓・田園地域	● 周囲の地形や気候等と調和した地域固有の山麓・高原・田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。
5. 山地地域	● 自然性の高い樹林の保全を図るとともに、自然環境と調和した保健休養地域が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、地形、湖、河川、樹林等の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

第3. 良好な景観育成のための行為の制限	
1 届出対象行為と規模	
木曽地域における専用住宅の床面積の推移や、他の重点地域における行為の種類ごとの届出件数の割合等を参考とするとともに、市町村等の意見を踏まえ、以下のとおり規定する。	
行為の種類	木曽谷・御嶽景観育成重点地域における規模(抜粋)
①建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートル超 又は 床面積150平方メートル超※ ※参考：他の景観育成重点地域における床面積基準は20平方メートル超
②建築物の外観の変更(修繕、模様替、色彩変更)	変更に係る面積が200平方メートル超※ ※参考：他の景観育成重点地域における床面積基準は25平方メートル超
③プラント類、自動車庫庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13メートル超 又は 築造面積20平方メートル超
④電気供給施設等の建設等	高さ8メートル超 又は 築造面積20平方メートル超
⑤太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの)の建設等	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超
⑥③から⑤以外の工作物の建設等	高さ5メートル超

2 行為の制限(景観育成基準)	
景観育成基準については、これまでの景観育成重点地域における基準の設定を継承するとともに、本地域の指定のねらいである歴史・文化地域の景観保全及び沿道地域における良好な景観形成の誘導を踏まえ、建築物等の配置や形態意匠について、歴史的景観との調和等を求める景観育成基準を定めることとし、以下のとおり規定する。	
■景観育成基準(歴史・文化地域の抜粋)	
区分	景観育成基準(抜粋)
ア 配置	(イ) 隣接地と相互に協力しながらまとまった空間を生み出すように努めること。宿場町にあっては、歴史的な景観のまとまりが維持、継承されるよう努めること。 (イ) 木曽川、御嶽山、中央アルプス、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。 (イ) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限に留め、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないような配置に努めること。
イ 規模	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえるものとし、周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、周囲の建築物等よりも規模が大きい場合は空地や植栽を設け景観の調和に努めること。 (イ) 宿場町の通りに面する場合は、宿場の街並みの連続性に配慮し、高さを周囲の建物と極力合わせること。
ウ 形態・意匠	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。 (イ) 屋根の形状は原則として切妻屋根とし、適度な軒の出を有し、こう配は緩やかなものとして背景の山並みや周囲の町並みとの調和に努めること。
エ 材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 (イ) 反射光のある素材を極力用いないものとし、地域で用いられている伝統的な素材がある場合は、耐久性も考慮しながらその活用に努めること。
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 (イ) 建築物等の周囲はできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。